

大津地裁の関西電力高浜原発3号機、4号機の運転禁止仮処分決定を支持し、 政府及び電力事業者に対し、原発依存政策の転換を強く要請する声明

1 2016年3月9日、大津地方裁判所は、滋賀県の住民29人の申立を認め、1ないし2月に再稼働した関西電力高浜原発3号機及び4号機の運転を差し止める仮処分決定を下した。決定は、高浜原発3、4号機について、福島第一原発事故により原子力発電所の危険性を実際に体験した現段階においては、過酷事故対策などで危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残るなど、住民の人格権を侵害するおそれが高いにもかかわらず、その安全性が確保されているとはいえないとして、新規制基準に「適合する」と判断されて再稼働した同原発の運転停止を命じるもので、画期的な司法判断である。

自由法曹団は、福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の生命、身体の安全を第一に考える観点から、運転中の原発に対して運転を禁止する初の司法判断であるこの画期的決定を強く支持するとともに、この決定を勝ち取った方々の多大なるご努力に対し、深い敬意を表する。

2 自由法曹団は、これまでも新規制基準は決して安全性基準ではないということを指摘し、新規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政策に対し正面から反対し、幾度となく強く警鐘を鳴らしてきた。

この点、本決定は「災害が起こる度に『想定を超える』災害であったと繰り返されてきた過ちに真摯に向き合うならば、十二分の余裕をもった基準とすることを念頭に置き、常に、他に考慮しなければならない要素ないし危険性を見落としている可能性があるとの立場に立ち、対策の見落としにより過酷事故が生じたとしても、致命的な状態に陥らないようにすることができる」との思想に立って、新規制基準を策定すべきものとする」とし、新規制基準が安全性を担保するものとして不十分であることを指摘し、同基準に基づ

く「新たな安全神話」は認められないことを示した。

それのみならず、本決定は、「福島第一原子力発電所事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況であり、本件の主張及び疎明の状況に照らせば、津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明である。その災禍の甚大さに真撃に向き合い二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。この点についての債務者の主張及び疎明は未だ不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そしてこのような姿勢が、債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるものといわざるを得ない。」とし、安全対策を軽視したままに早急に再稼働を行おうとする関西電力や原子力規制委員会の姿勢そのものをも痛烈に批判している。

政府及び関西電力他、全国の電力事業者は、この決定内容について、なし崩し的な再稼働の動きに対する司法からの重い警告と受け止め、高浜原発はもちろんで、全国の原発においても直ちに再稼働を断念するべきである。

- 3 東日本大震災、福島第一原発事故から5年、未だ10万人近くの福島県民が避難生活を強いられており、原子力災害によって引き起こされた被害の回復こそ最優先で取り組むべき喫緊の課題である。

自由法曹団は、将来世代にこれ以上の禍根を残さないよう、改めて政府に対し、福島第一原発事故の収束を最優先にすることを求めるとともに、原発依存政策から撤退し、早期に原発ゼロ社会を実現する決断をするべきことを強く要請する。

2016年3月11日

自由法曹団 団長 荒井 新二